

守山市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 26 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、守山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(平 12 条例 4 ・ 一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 守山市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(昭 59 条例 1 ・ 一部改正)

(平 24 条例 23 ・ 一部改正)

第 3 条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 本市の区域を管轄する警察署の署長
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 本市の区域を管轄する消防署の署長および消防団長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が必要と認めた機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項の第 7 号および第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭 59 条例 1 ・ 一部改正)

(平 24 条例 23 ・ 一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

資料 1-1 守山市防災会議条例

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから市長が委嘱または指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(昭 59 条例 1 ・ 一部改正)

(会議)

第 5 条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭 59 条例 1 ・ 追加)

(幹事等)

第 6 条 防災会議に幹事および書記若干名を置く。

2 幹事および書記は、本市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員および専門委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、防災会議の所掌事務を処理する。

(昭 59 条例 1 ・ 追加)

(部会)

第 7 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(昭 59 条例 1 ・ 旧第 5 条繰下)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

(昭 59 条例 1 ・ 全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 45 年 1 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、湖南消防組合設立許可の日をもって施行する。

付 則 (昭和 45 年 7 月 1 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 7 月 1 日から適用する。

付 則 (昭和 59 年 3 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 12 年 3 月 28 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1-1 守山市防災会議条例

付 則（平成 24 年 9 月 25 日条例 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

守山市水防協議会条例

昭和 62 年 9 月 16 日

条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 5 項の規定に基づき、守山市水防協議会(以下「協議会」という。)について、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平 19 条例 2・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 人および委員 15 人以内で組織する。

(会長)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 関係行政機関の職員である委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理)

第 6 条 関係行政機関の職員または関係団体の代表者である委員に事故があるときまたは欠けたときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市経済部において処理する。

(平 3 条例 1・平 12 条例 2・平 19 条例 2・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱した関係行政機関の職員である委員以外の委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までとする。

(守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和 41 年守山市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

資料 1-2 守山市水防協議会条例

〔次のよう〕略

付 則(平成 3 年 3 月 28 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

災害対策基本法

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(平一一法八七・平二三法一〇五・平二四法四一・一部改正)

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
 - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

資料 1-3 災害対策基本法

- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(平七法一三二・平二四法四一・一部改正)

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(平二四法四一・追加)

資料 1-3 災害対策基本法

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部 (平七法一三二・改称)

守山市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 26 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 の規定に基づき、守山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 8 条例 4・平 24 条例 24・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 8 条例 4・追加)

(雑則)

第 5 条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平 8 条例 4・旧第 4 条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 45 年 7 月 1 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 7 月 1 日から適用する。

付 則(平成 8 年 3 月 29 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

平成 8 年 3 月 25 日

守山市告示第 17 号

守山市自治会消防施設および消防機械器具等整備補助金交付要綱(昭和 53 年 4 月 1 日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域の防災力を高め、安全・安心のまちづくりを推進するため、守山市内の自治会が災害に対する自衛のために設置する防災施設および設備(以下「防災施設等」という。)の整備をする場合または自主防災組織を結成する場合もしくは自治会または学区が防災総合訓練を実施する場合、その経費の一部または全部を毎年度予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、守山市補助金等交付規則(昭和 53 年守山市規則第 1 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業および補助率等)

第 2 条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、補助率等については別表のとおりとする。ただし、補助金額を算出する場合において、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 防災施設等整備事業

- ア 防火水槽
- イ 防火用水池
- ウ 防火水槽または防火用水池の修理
- エ 小型動力消防ポンプ
- オ 小型動力消防ポンプの修理
- カ 可搬式動力ポンプ
- キ 消火栓用器具
- ク ホース干場
- ケ ホース干場の修理
- コ 非常用放送設備
- サ 資機材庫
- シ 防災備品
- ス エンジンカッターの修理

(2) 自主防災組織結成事業

(3) 防災総合訓練事業

(補助金の申請)

第 3 条 規則第 3 条に規定する期日は、毎年 2 月末日までとし、補助金等交付申請書に添付する事業計画書は、別記様式第 1 号とする。ただし、前条第 2 号の事業についての規則第 3 条に規定する期日は、組織結成の時とし、事業計画書は、別記様式第 2 号および第 3 号とする。また、前条第 3 号の事業についての規則第 3 条に規定する期日は、訓練実施日の 2 週間前とする。

(事業計画の変更)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項に定める軽微と認められる変更とは、補助対象経費の減額変更が変更前の補助対象経費の 2 割を超えないものとする。

2 規則第 7 条第 1 項に規定する変更事項を記載した書類は、別記様式第 4 号とする。

(実績報告)

第 5 条 規則第 11 条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 防災施設等整備事業

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

- ア 収支決算書
- イ 契約書の写し
- ウ 写真
- エ 国家検定書の写し(小型動力消防ポンプのみ)
- オ 納品書、請求書および領収書の写し

(2) 自主防災組織結成事業

- ア 自主防災組織実績調書(別記様式第 5 号)
- イ 写真
- ウ 納品書、請求書および領収書の写し

(3) 防災総合訓練事業

- ア 事業報告書
- イ 収支決算書
- ウ 写真

(定時報告義務)

第 6 条 第 2 条第 2 号に規定する自主防災組織結成事業の補助を受けた自治会は、毎年度 5 月 1 日までに、防災組織計画書(別記様式第 3 号)および訓練等事業計画書(別記様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 規則第 16 条第 2 項に規定する検証の期限は、平成 27 年 3 月 31 日とする。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、既に守山市自主防災組織育成助成金交付要綱に基づき助成を受けた自治会については、この要綱に基づき補助を受けたものとみなす。

(守山市自治会消防施設および消防機械器具等整備補助金交付要綱細則の廃止)

4 守山市自治会消防施設および消防機械器具等整備補助金交付要綱細則(昭和 53 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

(守山市自主防災組織育成助成金交付要綱の廃止)

5 守山市自主防災組織育成助成金交付要綱(昭和 63 年守山市告示第 75 号)は、廃止する。

(守山市自治振興交付金交付要綱の一部改正)

6 守山市自治振興交付金交付要綱(昭和 62 年守山市告示第 7 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 14 日から施行し、平成 9 年度以後の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 11 日から施行し、平成 10 年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 15 日から施行し、平成 11 年度の補助金から適用する。

付 則

この告示は、平成 15 年 1 月 15 日から施行し、平成 14 年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象事業	規格等	補助率等
防災施設等整備事業		
防火水槽	(1) 国の定める基準によって設置するもので、消防水利標識を有すること	国の定める基準額の1/3
防火用水池	(1) 常時40m ³ 以上の貯水能力を有すること (2) 側板を設け土砂流入防止に万全を講じるとともに、導水が可能であること。 (3) 消防ポンプが接近可能な場所であること (4) 危険防止のため、必要な柵等を施すこと (5) 消防水利標識を有すること	請負契約金額の1/3 ただし、請負契約金額が防火水槽の国の定める基準額を超える場合は、防火水槽の国の定める基準額の1/3
防火水槽または防火用水池の修理	防火水槽または防火用水池本体の修理に10万円以上を要する場合 他の付属施設(フェンス・標識等)の修理	修理費の1/2 補助限度額 30万円 修理費の1/3
小型動力消防ポンプ	動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和49年自治省令第35号)に適合するもの	別に定める標準価額または実購入価格のいずれか低い金額の1/2
小型動力消防ポンプの修理	3万円以上の修理費を要する場合	修理費の1/3
可搬式動力ポンプ	動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和49年自治省令第35号)に適合するもの	別に定める標準価額または実購入価格のいずれか低い金額の1/2
消火栓用器具	ボックス、ノズル、スタンドパイプ、鍵ハンドル、ホース、引き上げフック	別に定める標準価額と実購入価格のいずれか低い金額の1/3
ホース干場	湖南広域消防局北消防署の指導を受けて建設する施設	請負金額の1/3
ホース干場の修理	10万円以上の修理費を要する場合	修理費の1/3
非常放送設備	親局設備および子局設備で構成し、災害時に屋外拡声装置を介して、屋内外にいる住民に情報を伝達するもの 親局操作部での操作を有線あるいは無線を介して親局および子局の拡声装置から放送できるもの。ただし、無線の場合は電波法(昭和25年法律第131号)に規定する免許を有すること。	別に定める標準価額と請負金額のいずれか低い金額の1/3 ただし、親局設備、子局設備、各1基を限度とする
資機材庫	防災備品または小型動力ポンプ等を格納する倉庫	請負金額(建築確認申請費用を除く。)または実購入価格の1/2 補助限度額 150万円

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

防災備品	チェーンソー、油圧ジャッキ、エンジンカッター、可搬式ウィンチ	別に定める標準価額と実購入価格のいずれか低い金額の1/2
	電池式メガホン(サイレン付き)、トランシーバー、携帯用無線機(市と同調可能なもの)、消火器(ABC粉末)、消火バケツ(10l)、折りたたみ梯子(アルミ製)、救急セット、担架、テント(2.7×4.5m)、発電機(900W)、投光器(300W)、ヘルメット、法被、作業服、簡易トイレ、簡易ベッド、リヤカー、備品整理棚、移動式炊飯装置(3升以上)、ろ水器、湯茶器(20lステンレス)、バール、救助工具袋セット(台車型)、救助工具袋セット(リュック型)、アルファ米、保存飲料水その他必要と認める備品	別に定める標準価額と実購入価格のいずれか低い金額の1/3
エンジンカッターの修理	3千円以上の修理費を要する場合	修理費の1/3
自主防災組織結成事業	組織結成時に必要な防災備品	補助限度額 30万円
防災総合訓練事業	自治会単独での防災総合訓練	補助限度額 3万円
	学区を単位とする防災総合訓練	補助限度額 学区割 2万5千円 自治会割 5千円 (参加自治会)

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

別記様式第 1 号(第 3 条関係)

守山市自治会防災施設・設備整備事業実施計画書

自治会名			
事業名			
事業の目的			
事業の内容			
事業費	財源内訳		
工事費		自治会積立金	
防災備品等購入費		寄付金	
消費税		市補助金	
		その他	
計		計	

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

別記様式第 2 号(第 3 条関係)

自主防災組織結成事業計画書

(1) 事業主体および代表者

組 織	
代 表 者 名	

(2) 必要用具

	設 備 計 画				保管場所および管理責任者
	品 名	単 価	数 量	金 額	
1 情報収集伝達班用具					
2 消火班用具					
3 避難誘導班用具					
4 救出救護班用具					
5 給食給水班用具					
6 防犯班およびその他用具					
合 計 金 額				円	

(3) 訓練等計画

月 日	訓 練 等 内 容

(4) 収支予算

事 業 費	財 源 内 訳
防災備品等購入費	自治会積立金
消 費 税	寄 付 金
	市 補 助 金
	そ の 他
計	計

(5) 組織規約

別紙のとおり

別記様式第 3 号(第 3 条関係)

年度 自主防災組織計画書					
	副		班	班長名	他 人
			班	班長名	他 人
			班	班長名	他 人
			班	班長名	他 人
	副		班	班長名	他 人
			班	班長名	他 人
			班	班長名	他 人
			班	班長名	他 人
合 計					人

代表者	
氏名	連絡先電話

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

別記様式第 4 号(第 4 条関係)

守山市自治会防災施設・設備整備事業変更計画書

(単位：円)

自治会名			
事業名			
項 目		変 更 前	変 更 後
事業費	工 事 費		
	防災備品等購入費		
	消 費 税		
	計		
財源内訳	自治会積立金		
	寄 付 金		
	市 補 助 金		
	そ の 他		
	計		

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

別記様式第 5 号(第 5 条関係)

自主防災組織結成事業実績調書

組 織		結成年月日	年 月 日
代 表 者 名			

(1) 設置用具および管理状況

	品 名	単 位	数 量	金 額	保 管 場 所
1	情報収集伝達班用具				
2	消火班用具				
3	避難誘導班用具				
4	救出救護班用具				
5	給食給水班用具				
6	防犯班およびその他用具				

購 入 合 計 金 額	円	補 助 金 額	円
-------------	---	---------	---

(2) 収支決算

事 業 費	財 源 内 訳
防災備品等購入費	自治会積立金
消 費 税	寄 付 金
	市 補 助 金
	そ の 他
計	計

資料 1-5 守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金交付要綱

別記様式第 6 号(第 6 条関係)

自主防災組織

年 度 訓 練 等 事 業 計 画 書			
4		11	
5		12	
6		1	
7		2	
8		3	
9		その他	
10			

年 月 日

守山市長

あて

自治会長

印